

Title	中国共産党組織の内部構造：湖北省、一九二七年～一九三〇年
Sub Title	The inner-party structure of the Chinese Communists : Hobei Province, 1927-1930
Author	高橋, 伸夫(Takahashi, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.5 (1998. 5) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980528-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国共産党組織の内部構造

——湖北省、一九二七年～一九三〇年——

高 橋 伸 夫

はじめに

1 党 員

2 党の内部関係

3 党組織と外部集団との関係

結 語

はじめに

今や膨大な量に膨れ上がった新たな資料の蓄積を前にして、中国共産党（以下、党と略す）の歴史を研究の対象とする者は、いまや利用可能となった新たな資料の量を、いかに研究成果の新たな質に転化するかという重要な課題に直面している。新たな資料が指し示す研究上の新たな方向はさまざまであろう。だが、少なくともそれ

らは、党の運動を従来のようにもっぱら頂点から描く——主要な関心は指導者の交替とそれに伴う路線の変化であった——のではなく、むしろ底辺から、また中心からよりは周辺から描くことを、さらに中国社会との具体的な接点において理解することに役立つであろう。このような作業を経ることで、われわれは党の歴史を二〇世紀前半における中国の社会変動と関連させつつ、より複雑な様相のもとに理解できるはずである。

このような問題意識に基づき、筆者はすでに別の小論で、一九二七年夏の国共合作崩壊から一九二九年に至る時期における河南省の党組織に焦点を当てて、その内部構造を地域社会との関連において明らかにしようと試みた。⁽¹⁾だが、そこで見出された党組織に関する諸傾向が、どの程度当時の党組織の一般的な傾向を代表していたかは、他の諸地域における党組織の特徴との比較によつて判断されるしかない。そこで、この小論では、ほぼ同じ時期の比較的資料の揃う湖北省の党組織に焦点を当て、その内部構造、および党組織と社会との関連を分析しながら、河南省のケースとの比較を行おうと思う。

われわれはいかに党組織に接近できるであろうか。ここでの関心は、組織系統図に表現されるようなフォーマル組織の編成よりはその機能であり、またその静態よりは動態である。より具体的には、必ずしも包括的ではないが、以下の重要な三つの側面から接近を試みる。第一の側面は、組織を構成した黨員の性格に関連するものである。組織への加入と離脱がいかに行われたか、黨員の社会的背景、および入党者の動機がいかなるものであったかが、ここでの主要な関心事である。第二は、組織の内部関係である。情報の流れ、すなわち垂直的、水平的コミュニケーションの態様、資金の流れ、ならびに組織内規律に焦点が当てられる。そして第三は、党組織と党外集団との関係である。ここでは、党外集団を匪賊や秘密結社などの農村の伝統的集団と、党の指導下にある農民協会をはじめとする大衆組織に分け、党がどの程度外部集団に対して開放的であったか、および党の大衆組織に対する統制力が吟味されるであろう。最後に、以上の検討から浮かび上がる組織的性格が党の推進する革命運

動の形態にいかなる刻印を押しのかを検討しようと思う。

1 党員

(1) 入党、離脱、復帰

筆者が以前、河南省の党組織の検討において確認したように、湖北省においても入党に際しての資格審査は一般にきわめて緩やか、というよりほとんど有名無実化していた。多くの資料は、入党に際して党規約に定められた手続きが無視されていることを指摘している。例えば、一九二九年末に鄂豫辺区の組織問題決議は次のように書いていた。

「同志の紹介は必要な手続きに基づいていない。……その人物の経済的地位が低いかどうか、階級的自覚があるかどうかを考えず、たんに二度裕福な人間に反対する工作を行ったとか、反動勢力から打撃を受けたということだけでよい同志とみなしてしまう。上級の批准を得ず、入党式も行わない。多くは個人的感情に基づいて紹介するかどうかを決定している」。

そのため、地主であれ、富農であれ、労働貴族であれ、匪賊であれ、秘密結社のメンバーであれ、入党を希望した者が、拒否されることはほとんどなかったとみられる。実際、資料には、富農や「貴族店員」、ときには二百畝から三百畝の土地をもつ地主までもが黨員となっていたことが記されている⁽³⁾。

黨員の獲得は、しばしば武装闘争が成功した後の興奮した空気の中で行われた。黄安県では、一九二七年末の暴動の後、一万人あまりの農民を集めて農民政府の成立大会が開催されたが、大会会場で入党した農民は数十人に及んだ。さらに、農民政府成立後、麻城県の農民が二一名の代表を派遣してきた。彼らのために開かれた歓迎

会の席上、彼ら全員が入党したという⁽⁴⁾。また、党が党員数を拡大しようとはかるとき、あるいは破壊された組織を復元する際には、ひとつの集落、ひとつの宗族、ひとつの鎮のメンバーを丸ごと強引に党に加入させる方法——湖北省では「拉夫式」と表現された——が用いられた⁽⁵⁾。手っ取り早く自分の友人を連れてきて組織の回復をはかる場合もあった（これは「拉友式」と形容された）。それゆえ、各県委員会は「名前のみの党員」（挂名的党員）の増大を嘆くことになった。

党員の多くが熟慮の結果というよりは一時的な熱気に駆られて、また主体的にというよりは具体的な人間関係に引きずられて入党したというのであれば、党がいったん獲得した党員を長く引きとどめておく力を持たなかったのは当然の成りゆきであった。党員は①逮捕・投獄、②自首、そして③逃亡によって党から大量に離脱した⁽⁶⁾（ここで脱党ではなく、離脱という用語を用いるのは、党籍を失ったか保持したままであるのかが不明であるからである。同様の理由で、復党ではなく復帰という表現を用いる）。多くの場合、白色テロに直面すると党員は四散し、連絡がつかなくなった。自首あるいは逃亡した（元）党員がその後いかなる道を通ったかは定かではない。いくつかの資料は、党を離脱した分子が秘密結社や匪賊の組織に加入していること、また富農と結託して反党・ソビエト活動に従事していることを示唆している⁽⁷⁾。

党員は自らの意志で党を離れる場合もあったし、外部からの耐え難い圧力を受けて組織から離脱する場合もあったが、党によって「洗い出される」場合もあった。黄安県と麻城県では、一九二九年夏の二カ月でそれぞれ三〇〇人と一〇〇人の「不良分子」を除名したが、これは当時の党員数の約三分の一と四分の一を占めるものであった⁽⁸⁾。

だが、一度離脱した党員が組織に復帰することは比較的容易であった⁽⁹⁾。湖北省中部の沔陽県では、一九二九年に県委員会の決議により三人を残して全県で党員が地方当局に自首した。その後、これらの自首した党員たちは

表1 党員数

	全国	湖北省	大冶県
1925年 1月		52	
2月	950		
12月		164	
1926年 5月		428	
7月	11,257		
8月		1,000	
10月		1,500	
11月		2,500	
12月	18,526	3,500	
1927年 4月		13,000	
5月	57,963		
7月		17,000	
12月	約10,000	3,800	
1928年 2月		6,000	
7月	130,194①		80
9月			170
12月			200
1929年 5月			
6月	約70,000②		
9月			1,000
1930年 2月			2,000
4月		20,000以上	500

出所) 全国の党員数については、中央档案馆編『中共中央文件選集』第1冊-第3冊の数字を利用した。ただし、①については、『中国歴史図示集』、北京、中共中央党校出版社、1995年、32頁、②については、中共中央党史研究室一室編著『(中国共産党歴史(上巻))若干問題説明注釈集』、北京、中共党史出版社、1991年、84頁参照。湖北省の数字については、『中国共産党湖北省組織史資料』、56-57頁による。大冶県の党員数に関しては、『湖北文件』甲6、甲8、および甲9による。

揃って党組織に復帰した。⁽¹⁰⁾これは決して特異な例ではなかった。資料は多くの支部が過去に自首した党員を抱え込んでいたことを示している。ある場合には、別の省で党から除名処分を受けた人物が、重要なポストに就いていた。陳位山なる党員はかつて河南省で除名処分を受けたが、その後鄂東特別委員会の手で、紅軍師部の秘書長を任されていたのである。⁽¹¹⁾

このように組織に容易に加入でき、容易に離脱でき、そして容易に復帰でき、そのうえしばしば大量の除名処分が行われたため、党員の流動性はきわめて大きくなったと想像される。試みに、党員数の推移について資料上最もよく把握できる大冶県の例を表1に示そう。党員の入れ替わりの激しさは、党員の訓練、経験の蓄積、路線の周知徹底などの点で多くの困難をもたらしたのであろう。

(2) 黨員の社会的背景

党はいかなる社会的基盤の上に乗っていたのであろうか。残念なことに、黨員の成分に関する当時の記録はあまりにも大雑把で、しかも定期的な調査がまったくといいほど行われていなかったため、彼らの社会的背景とその変化を正確に辿ることは困難である。少なくとも明らかなのは、入党の際の敷居が低かったため、多様な社会的背景を持つ人々——本来、共産党が敵対するはずの人々を含めて——が入党できたということである。資料に現れるさまざまな成分——地主、富農、自作農、小作農、農業労働者、匪賊、兵士、手工業者、失業労働者、労働貴族、知識人……を並べてゆくと、黨員の社会的背景の多様性に驚かされる。

もうひとつ明らかなのは、すでに広く知られていることであるが、時間の経過とともに、いくつかの地方的な例外はあるにせよ、黨員に占める農民の割合が着実に増大していったということである。興味深い問題は、農民黨員の社会的組成は、どの程度党が根を下ろそうとした農村の社会的組成を反映していたか、ということである。言い換えれば、党は農村の各階層からまんべんなく黨員を供給されていたのであろうか、それとも主として特定の社会的範疇——例えば貧農や雇農といった階層——から供給を受けていたのであろうか。党自身は貧農と雇農から多くの黨員を獲得しようと努力していた。だが、この試みが成功を収めたかは、疑わしい。一九三〇年春に党が行った調査によれば、大冶県の農民の成分は、小作農が四〇パーセント、半自作農が三〇パーセント、自作農が三〇パーセント、雇農が「少数」を占めていた。⁽¹²⁾ 同じ頃、党大冶県委員会が提出した報告書には、同県の黨員五〇〇名のうち、小作農および半自作農が「多数を占め」、産業労働者と雇農が「最も少ない」と書かれていた。⁽¹³⁾ また、一九三〇年一月の漢川県代表大会の文書は、同県の黨員の七割から八割が中農で占められていると指摘していたが、その半年前に提出されたある報告書は、漢川県では自作農と半自作農が最も多く、小作農と富農がそれに次ぎ、雇農がそれに続くとしていた。⁽¹⁵⁾ 一九三〇年四月の湖北省委通告には、鄂北の党組織の大部分

が地主と富農によって占められていると記されている。⁽¹⁶⁾ここからわれわれは、少なくとも党が黨員に占める農民の社会的組成を操作することには困難がともなつたとみてよいであろう。むしろ、黨員の社会的成分は、党が根付こうとした農村の社会的組成を、かなりの程度直接的に反映していたようにみえるのである。これはとりもおさず入党に際して特定の社会的成分を選択的に除去するフィルターが効果的に働いていなかったことと関係していると思われる。

年齢および性別という角度から黨員を観察すると何がみえてくるであろうか。ここでもわれわれは限られた情報に頼らざるを得ないが、少なくとも幹部のほとんどが非常に若い成年男子で占められていたことは疑いない。⁽¹⁷⁾一九二八年一二月に行われた英山県における党幹部（県委員、区委員、支部書記、支部幹事）一九人に関する調査記録によれば、彼らはすべて男性で、平均年齢は二七・八歳であり、三〇歳を超えているのは六人にすぎなかった。そのうえ、彼らのうち県委員を務める最も経験を積んだ者でも入党後三年しか経っていないかった。四人の県委員のうち、二人は入党後一年も経過していなかった。区委書記、区委員、支部書記、支部幹事に至っては、すべて入党後一年未満である。⁽¹⁸⁾職業革命家と呼ぶにはあまりにも少ない経験は、前述したような黨員の流動性の大ききとも関連しているであろう。

(3) 入党の動機

容易な入党、離脱、そして復帰という現象は、われわれを黨員の動機の問題にひきつける。彼らはなぜ入党したのであるか。すでに述べたように、少なからずの人々が知人・友人関係という人間関係に引きずられて入党していた。同様に、地縁・血縁および秘密結社や匪賊集団の人間関係も重要な作用を果たしていたと思われる。その他の主たる動機として考えられるのは次の二つである。すなわち、①農村の有力者に対する報復のため、お

よび②生活のためである。周到な研究を旨指そうとすれば、彼らの動機においてそれらの要因のいずれが主要なものであったか、そしてそれらが重なり合っていたとすれば、その階層構造を明らかにする必要がある。だが、資料上の制約により、この点に関して立ち入った考察を行うことはできない。ここでは、入党者の目的が生計を維持するためだとすれば、その目的がどの程度満足されるチャンスがあったかを見ておきたい。

当時の湖北省において、どの程度の範囲の党員が党から毎月一定額の生活費を支給されていたのだろうか。いくつかの資料を総合すれば、県委員会と区委員会のメンバー、および支部の書記と幹事が党から生活費を受け取っていたとみられる。⁽¹⁹⁾支給額には幅があり、例えば鄂南では幹部一人に対して一元から七元が与えられていた。⁽²⁰⁾広済県では県委員四人の二ヵ月分の生活費に二〇元が当てられていた。⁽²¹⁾当時、一般的に五人から一〇人でひとつの党支部が構成されていたとすれば、各支部においておよそ五人に一人は党から毎月一定額の金を支給されていたことになる。これに省委員、特別委員、県委員、区委員を加えれば、省全体では少なく見積もっても党員の二五パーセント程度は毎月党から生活費を受け取っていたと考えてよいであろう。⁽²²⁾

幹部党員が党に依存して生活することが可能であったとすれば、彼らが生産活動から離れるのは無理からぬことであった。ミヘルスは有名なドイツ社会民主党の分析において、党組織がプロレタリアートを非プロレタリア化する傾向について指摘した。⁽²³⁾同様の傾向は湖北省の党においても認められる。鄂東の赤色地域においては、県委員会のメンバーはすべて生産から離脱し、区委員の七割もまたそうであった(この数字は非赤色地域では、三分の一から二分の一、および五分の一から五分の二となる)。⁽²⁴⁾鄂北でも「地方党部には在職委員は一人もいない⁽²⁵⁾。あの巡視員はこう述べている。「幹部分子の九〇数パーセントは職に就いていない。孝感にだけ職業から離脱して

いないものが数人いる。彼らが職業から離脱した原因は、大部分客観的要因によるものではない⁽²⁶⁾」。

もちろん、この程度の額では与えられた金額だけで生活していくことは困難であったろう。だが、党員が党か

ら受け取ることできた金は、専従メンバーが毎月生活費として受け取っていたものに限られなかった。地主に対する襲撃が成功した場合、彼らはおそらく給与以外の金や食料を得ることができたであろうし、それらを受け取ることでできる党員の範囲は専従メンバー以外にも広がったであろう。ある場合には、党指導下の大衆組織の委員会——そのメンバーのほとんどは党員で占められていたのだが——が公費を飲み食いに使っていた。⁽²⁷⁾ そうであるなら、失業者が群をなす状況下、人々にとって党が生活の手段として魅力的な存在と映り、理念よりも打算に突き動かされた機会主義者が多数入党してくることは避けがたいことであった。

ここで次のような問題を提起してみてもよいであろう。理念よりは具体的な利益に魅せられて入党した人々も、入党後の党生活のなかで、自己の利益よりも党の利益をつねに明瞭に優先させる献身的な革命家に変貌を遂げるのではあるまいか。なるほど、そのような人々は存在したであろう。だが、打算に駆られた機会主義者を理念に駆られる革命家に変貌させる党の能力はごく限られたものであったようにみえる。実際、一般党員の多くは入党後も生産活動を理由に党の工作に参加しようとしなかった。⁽²⁸⁾ 彼らは工作に参加する場合でも、その見返りに金を要求するのであった。この点について、漢川県委の報告は次のように書いている。「一部の党員が指導機関を罵るのは、ただ指導機関が彼らに金を与えないためである。……彼らは指導機関に対して工作上何の提案もしないひとたび提案すると、金をよこせ銃をよこせという」。⁽²⁹⁾ このような党員の動機と関連する支部生活の他の側面については後に言及することとする。

2 党の内部関係

(1) 党内コミュニケーション

a 垂直的コミュニケーション(上級組織と下級組織)

党の下級機関と上級機関とのコミュニケーションはいかに行われたのであろうか。河南省の各級機関の間のコミュニケーションが途絶えがちであったように、湖北省においても上下の機関は緊密なコミュニケーションによって結ばれてはいなかった。湖北省党委員会は一九二七年夏の国共合作崩壊後に何度となく破壊された。それは一九二八年三月から一九二九年二月に至る約一年間で四度も手ひどく破壊されたのであった。⁽³⁰⁾ 省委員会が崩壊するたびに、それ以下のレベルの党機関に中央の方針や政策を伝達することは極度に困難となった。

実際、省委員会と県委員会はしばしば連絡が取れなくなった。一九二八年末に襄陽県委が党中央に宛てた報告によれば、襄陽ならびに鄂北各県の党組織は省委と関係が途絶えて久しく、この状況をすでに数度河南省委員会を通じて中央に報告したが、いまだ何の回答も受け取っていない。⁽³¹⁾ また、一九三〇年二月に湖北省委が党中央に宛てた報告は、鄂東四県(黄梅県、広濟県、蕪春県、蕪水県)は省委とまだ関係を有しておらず、鄂東北の諸県も同様であると書いている。⁽³²⁾ この報告は、鄂西と省委の関係についても「良好な関係を持つことができない。彼らは中央と直接的関係を持っているため、省委はなくても良いと考えている」と記している。⁽³³⁾ さらに、二カ月後に開催された湖北省党代表大会の報告に従えば、省委は武漢の党組織とのみ緊密な関係を結んでおり、鄂東北、鄂東南、鄂西とは密接な関係がなく、「通告もまるで伝わらない」のであった。⁽³⁴⁾ とすれば、一九二〇年代末において、湖北省委員会はかろうじて鄂南諸県の党組織とのみ連絡を保っていたのであった。

コミュニケーションの断絶は省委と県委との間に存在しただけではない。それは県委と区委の間にも同様に存

在した。この点について、一九二九年八月に黄梅県委員会の文書は次のように述べている。「区委が県委を捜さないだけでなく、県委も区委を捜し当てることができない。もともと県委は各区の工作に正しい指示を与えてこなかった。甚だしい場合には、数カ月も通告がなく、また区委も県委に報告しなかった」⁽³⁵⁾。県委は果たしていかなる頻度で下部機関に指示を与えていたのであろうか。典型的な例とみることができるか否かは判断しがたいが、漢川県委は各区各支部に対して、一九二九年一月から五月の間に、六回の通告、四件の通信を発し、一〇数回の接触を行っている。⁽³⁶⁾

断絶は区委と支部の間でも深刻であった。一九三〇年春、李立三の肝いりで準備された武漢の「赤い五月」運動に際して、デモが失敗に終わったひとつの理由は、区委が各支部に計画を知らせていなかったことであつた。⁽³⁷⁾

上から情報が伝達されなかつたばかりでなく、下からも伝えられなかつた。したがって、情報のフィードバックはごく限られたものであつた。一九三〇年二月の時点で、湖北省委の管轄下にあつた一〇四県の党組織のうち、省委員会が黨員数やその成分、活動状況などを不正確なたちでも把握できたのは、半数以下にすぎなかつた。⁽³⁸⁾

コミュニケーションの不足からくる以上のような組織の垂直的分散の傾向は、党の統一的運動を不可能にする深刻な危険性を帯びていたので、放置して置くわけにはいかなかつた。垂直的コミュニケーションを円滑にし、その密度を高める役割を期待されたのが巡視員の制度であつた。巡視員は中央だけでなく、省委と県委によつても下部機関に派遣された。彼らは垂直的に分散しがちな各レベルの機関をかううじてつなぎ止め、中央の意志を大きな遅れと、ときに歪曲をとめないながらも基層レベルにまで伝えていたといえるかもしれない。だが、巡視員の役割を過大評価することは禁物である。巡視員が派遣される回数は、地域によつて大きく異なつていた。例えば、漢川県委が各区に派遣した巡視員は、ある区には四カ月で一〇回訪れていたが、別の区には一度しか行かなかつた。⁽³⁹⁾ そのうえ、巡視工作といつても、その内容は巡視員によつて差があつた。いくつかの資料は、巡視が

たんに「走馬観灯」式に行われているにすぎないと記している。⁽⁴⁰⁾一九三〇年四月に漢川県委が提出した報告書によれば、同県委が同年春に派遣した数人の巡視員のうち、東区巡視員は「形式的に区委を改組しただけ」であり、西南区巡視員は「南河区の巡視が終わらないうちにどこかへ行ってしまった」。また漢陽区巡視員は「ひとつの場所を見ただけで、巡視員はいないに等しい」⁽⁴¹⁾。したがって、巡視員の工作は組織の垂直的分散傾向に最低限の歯止めをかける以上のもものではなかったといえるであろう。

b 水平的コミュニケーション(同一レベルの機関の間)

同一のレベルの委員会は、水平的に孤立しがちであった。たしかに、中央が派遣した巡視員の努力の結果、いくつかの県委による合同会議が開催されたり、場合によっては、省境を超えて二つの特別委員会が合同会議を開くこともあった。⁽⁴²⁾だが、利用しうる資料から、特別委員会、県委、および区委が定期的な会合を持ち、戦略上の協議や情報の交換を行っていたことを伺わせるものはないのである。制度上、必要とあれば周辺の県を指導する中心県委が指定されることになっていたが、⁽⁴³⁾実際に指導が行われた形跡はほとんどない。また、財政的に苦しむ県委に隣の県委が若干の金を貸した記録もあるが、⁽⁴⁴⁾ほとんどの県委が財政的に逼迫していたことを考慮すれば、例外的事例と見なしたほうがよいと思われる。支部の間の連絡に至っては、白色テロによる党组织の連鎖的な崩壊を防ぐために、意図的に絶たれていた。⁽⁴⁵⁾ひとつの支部に所属する党员の間でさえ、情報の伝達は確実ではなかった。というのも、文盲の党员が多かったため、地域によっては一切の伝達を口頭で行う必要があったからである。⁽⁴⁶⁾白色地区においては、荒れ狂うテロが情報伝達をさらに困難にした。武漢の状況についてある巡視員は次のように書いている。「党员の住所はお互いにわからない。落ち合う場所は青年会や図書館である。緊急の事態が発生しても定められた場所に間に合わず、連絡を失えば探し出すの少なくとも二、三日はかかる」⁽⁴⁷⁾。

以上のように、タテとヨコのコミュニケーションの密度が低かったことは、情報の同時的共有をほとんど不能にした。それは必然的に党活動を分散的にし、協働のレベルを低いものにしたであろう。

(2) 経費

党費の徴収はつねに大きな困難に直面していた。党員は各自の収入に応じて毎月一定額の党費の納入を義務づけられていたにもかかわらず、党費を納めるものはごくまれであった。これは、少なからずの党員が失業していたために、党費を納入する能力がなかったためかもしれない。だが、大半の党員が職を失っていたとは考えられない。いささか誇張された数字のようにみえるが、一九二九年秋の時点で、鄂東の黄梅県と広済県において党員に占める在職者の比率は九九パーセント、大冶県と陽新県では九五パーセントにのぼるといふ報告もある⁽⁴⁸⁾。したがって、党員は党費を納める能力がなかったというよりは、納めようとしなかったと考えたほうがよいであろう。彼らの入党の目的が、党から生活を維持するための金を引き出すことであつたとすれば、これは当然の帰結であつたかもしれない。党員が党費を払おうとしなかっただけでなく、党自身もまた党費の徴収に熱心ではなかつた⁽⁴⁹⁾。党費が満足に徴収できなかつたとすれば、各レベルの党機関の財政はいかに賄われたのであろうか。各機関の財政収支、および各級機関の間の資金の流れに関する資料はごく限られたものである。そのため、この興味深い問題に関してわれわれが現在のところ知りうる点はわずかであるが、少なくとも歳入は主として二つの方面から確保された。そのひとつは上級機関からの援助である。とはいえ、それは経常的なものではなく、間欠的なものであつた。しかも金額は受け取る側が希望する額からは大きくかけ離れたものであつた。広済県では、鄂東巡視員（特委が派遣した巡視員）が二カ月分の活動費八〇元をまとめて持参して⁽⁵⁰⁾、孝感県委も特委から毎月二三〇元を支給されていた⁽⁵¹⁾。だが、すべての県委が特委から財政的支援を受けていたのでもなければ、特委から支給

された金が歳入の大部分を占めていたわけでもない（逆に特委に上納している場合もあった）。県委の収入の多くはもうひとつの方法によっていたものと思われる。

もうひとつの方法とは、自力による解決であり、豪紳地主を襲撃して金、食料、武器を奪うことであった。もつとも、革命活動に脅威を感じた地主の多くはすでに逃亡していたので、地主がいない場合には人質を取るという方法が広く用いられていた。棗陽県委が一九二八年末に党中央に宛てた報告書には、同県委の収入の大半が人質を取ることによって賄われている事実が明らかにされたうえで、「これ以外にまったく方法がない」と記されている。⁽³²⁾一九三〇年二月に湖北省委が党中央に送った報告書にも、沔陽県では「各支部がすべて自由に人質を取っている」と書かれている。⁽³³⁾一九二九年五月の漢川県委の報告書によれば、「経済問題はすぐに解決しなければならぬ。解決の方法は特務工作であるべきである」。⁽³⁴⁾金集めの役割を担ったのは主として赤衛隊であり、紅軍であった。一九二九年夏に鄂東北各県を視察したある巡視員は、次のように語っている。「全区の経費はすべて豪紳地主から得ている。……経費を稼ぐのは主として赤衛隊（黄安、黄陂、孝感、光山）、遊撃隊（麻城）、特務隊（特委、紅軍）、および紅軍自らである」。⁽³⁵⁾また、この巡視員は黄安県委の指揮する赤衛隊二百名の主要な工作が金集めであることも明らかにしている。⁽³⁶⁾

支出に関してもわれわれの知りうることは少ないが、いくつかの県委の収支報告から、最大の支出項目が銃と弾薬の購入、および兵士の給養であったことがわかる。例えば、棗陽県委の場合では、一九二九年三月から九月までの収入が約一万元であったが、支出の内訳は、銃と弾薬の購入、赤衛隊兵士の給養に「大半」を費やし、救済費に三千元、県委事務費および各区・支部への支給が一千元、特委への支給に数百元、宣伝費に数百元、随県委への貸与二百元、およびその他、という具合であった。⁽³⁷⁾

以上の検討から、われわれは情報の流れだけでなく金の流れもまた各機関を緊密に結びつける要因ではなく、

むしろ各機関の自律性を増すことに寄与していたことが理解できる。同時に、党の軍事活動が資金を獲得するための活動と表裏一体であったこと、ならびに経済的な要請が軍事活動の背後にあったことが理解できるのである。さらに、金を払う地主が闘争の対象から除外されている事実を示唆する資料があることからみて、党の軍事活動は、場合によっては政治的要請よりはむしろ経済的要請によって行われていたのであろう。

(3) 規律

ほとんどの県委員会は所属する党員の支部生活が「不健全」であると指摘している。一九三〇年四月に行われた湖北省代表大会の政治決議案は、同省の支部生活を「死んだ機械」とさえ表現した。⁽⁵⁸⁾ これらの表現は何を指していたのであろうか。党員が党費を納めようとしなかったことはすでに述べた。加えて、彼らは会合にも出席しようとしなかった。ある巡視員は一九二九年九月、この状況について次のように書いている。

「黄安、麻城では二〇数パーセント、黄陂では一〇数パーセント（の支部）だけが自らの力で定期的に会合を開くことができる。それ以外は定期的に開くことができない。巡視員が参加してのみ開ける。……討論してもしばしば結論と決議は出せない。多くの同志——区委員、県委員までも会合を恐れ、またはそれが面白くないと思っている。とりわけ農民党員はそうである」。⁽⁵⁹⁾

また、一九二九年五月に省委組織部が作成したとみられる鄂東に関する統計によれば、大冶県の支部のうち自力で会合を開けるものではなく、督促して開くことができる支部、督促しても開けない支部が半々であった。黄梅、陽新の両県では、自力で開催できる支部が五分の二、督促したうえで開催できる支部が五分の二、督促しても開催できない支部が五分の一という有様であった。⁽⁶⁰⁾ そうであるなら、工作にほとんど従事しない分子が存在したとしても怪しむに足りない。実際、何らかの活動に参加するよう求められても、生産活動から離れようとする党

員も少なくなかった。⁽⁶¹⁾ ときには、省委が県委を指導するために派遣した特別委員までもが、「時間があれば麻雀をやり、アヘンを吸い、物を食っている」ありさまであった。⁽⁶²⁾ とはいえ、一方で個人的に仲間を引き連れて地主を襲撃する活動的な党員の存在もしばしば指摘されている。そのため、広済県委の用いた表現を借りるなら、支部生活は一方で「個人英雄主義」に、他方で「不動機會主義」によって特徴づけられていたのである。⁽⁶³⁾ この両者は一見したところ矛盾するのだが、党員が組織として活動しないことから発した傾向であるという点で、共通の根を持っていたのである。かくして、「支部生活の創造」⁽⁶⁴⁾ が繰り返し目標として掲げられたのであった。

「不健全」な支部生活という表現は、党費の不払い、会合と工作への不参加という現象のみを指していたのではなかった。その表現は党員の墮落や腐敗をも念頭に置いていたのであった。実際、党員の墮落ぶりは多くの県委の指摘するところであった。漢川県委は自らの組織が「ごろつき党」(光棍党)であると嘆いた。⁽⁶⁵⁾ それは党員が金を脅し取ったり、女性を辱めたりする事件が相次ぎ、民衆の怒りを買っていたからであった。⁽⁶⁶⁾ これは決して漢川県だけに限られた現象ではなかった。一九二九年秋に鄂東の諸県を視察した巡視員は次のように記している。

「雇われ労働の観念は赤色地域で特に大きい。党員は日に日に墮落している。煙草、酒、麻雀、肉を食べる。ほぼ全員が万年筆を、⁽⁶⁷⁾ 少なくとも鉛筆をほしがり、全員が懐中電灯を持ちたがる。とりわけ、農民同志と遊撃隊の同志の態度はまったくひどい」。

鄂豫皖辺区では、郷ソビエトの財政が豊かになるとともに、ソビエトの工作員が「多くの服を持ち、女性と恋愛を語るだけになった」傾向が指摘されている。⁽⁶⁸⁾ 党員のみならず共産主義青年団員による強姦事件も報告されている。⁽⁶⁹⁾ 最も驚くべき事例は、ある巡視員によって報告された鄂東北の「婦人運動」であった。彼によれば、「党は婦人運動に対して、多くの場合遊戯的観念を持ち、黄安、麻城、黄陂、光山の党機関の責任者はごく少数を除いた約四分の三が、全部で数十人、数百人の女性と性的関係を結んだ」⁽⁷⁰⁾のであった。かくして、別の巡視員によれ

ば、陽新県では民衆は「共産党は愛すべし、しかし共産党員は殺すべし！」と叫んでいたのであった。⁽⁷¹⁾

ところで、党費の不払いや会合への不参加から金の強奪、強姦、党への裏切りまでの規律違反に対して、党はいかに対処していたのであろうか。規律違反に対してはいくつかの段階の処分が行われていた。資料に記されている処分としては、勸告、留党観察、警告、嚴重警告、除名(党籍剝奪)、および銃殺がある。⁽⁷²⁾だが、これらの処分が必要な手続きを経て段階的かつ慎重に適用されていたかどうかは疑わしい。むしろ、規律違反に対して党は二つの極端な措置によって対処していたようにみえる。そのひとつは放任であった。繰り返し報告された党費の不払いや会合への不参加、工作のサボタージュといった現象からみて、これらの比較的軽微な規律違反に対して、党が断固たる態度で臨んだとはどうも考えられない。

もうひとつの極端な措置は除名と銃殺であった。目に余る逸脱行為に対して非常手段で対処する傾向は、各地で確認された現象であり、場所によっては党内テロが発生していたのであった。この点について、ある巡視員は鄂北の状況を次のように報告している。

「規律の執行は教育性を帯びているであろうか。規律の執行は機械的で厳しく、突然の除名、銃殺、およびその家族の銃殺はときどき起こる。尻打ち、土下座の強制はよくある。最近、黄安では数人の同志を銃殺し、麻城では二人の区委責任者(一人は黨員、もう一人は青年団員)と普通の同志数人を銃殺した。理由は、彼らが反動化したためでなく、金をだまし取ったこと、強姦、そして帳簿の不正である。不良分子を淘汰し、組織を整頓することは、兵員を減らすようなものであるため(一方、同志の紹介は招兵、もしくは編入と同じである)、多くの支部が解散され、多くの黨員が除名される。順河区と城区の間にある組織は、一度に二百名余りの黨員を除名した。その後、彼らが秘密を漏らしたため、また党の名を語って金を詐取する行動にでたため、百人余りを銃殺した。残りは皆逃げた」。⁽⁷³⁾

規律違反に対する放任と銃殺という両極端の対処法は、上記の報告が指摘するように、党の黨員に対する教育、

訓練の欠如——それは放任の原因でもあると同時に結果でもあった——と関連づけて理解すべきであろう。教育と訓練によって党員の逸脱行為を糺すことができないところでは、逸脱は極端に走りやすくなり、その最終的歯止めは非常手段の非日常化によるしかなかったたのである。この過程は、党を取り巻く暴力的な環境が党内に反映した結果としても理解することが可能であろう。

3 党組織と外部集団との関係

党組織をそれを取り巻く外部集団との関係において理解することは重要である。なぜなら、それは党内構造の問題を党の社会への浸透力、あるいは社会における集団としての競争力の問題と関連づけるからである。ここでは党外集団を二つに分けて考察を加えることとする。ひとつは、匪賊や紅槍会をはじめとする秘密結社(会党)であり、本来党と一時的な同盟を結ぶことは可能でも、永続的な共存は不可能と考えられていた伝統的な社会集団である。もうひとつは、農民協会(以下、農会と略す)や抗租抗債会(以下、抗会と略す)、救済会(互済会)といった大衆組織であり、多くの場合党によって設立され、また党が党団(フラクション)を通して指導することが期待されていた集団である。

(1) 匪賊、会党との関係

入党に際しての審査がきわめて緩やかであったために、党組織は匪賊や会党などの外部集団に対して開放的であった。ひとつの地域の党員三〇〇名がすべて紅槍会のメンバーであった例も報告されている。⁽⁷⁴⁾また、前述のように、離脱した党員が会党や匪賊組織に加わる(あるいは戻る)ことも珍しくなかった。⁽⁷⁵⁾黄梅県では、秘密結社

の哥弟会に「党の落伍同志がおおむね加入した」ことが報告されている。⁽⁷⁶⁾かくして、党組織と農村の社会集団との間を多くの人間が往復していたと考えられる。そのため、党と外部の社会集団との境界線——それは人的、組織的、そしてアイデンティティに関する境界である——はしばしば曖昧となった。当然の成りゆきとして、外部の社会集団の価値観と行動様式が党内に持ち込まれることになった。前述の集団で自首した沔陽県の黨員たちは、組織に復帰してから、人質を取り、身代金を得ることに熱中していた。⁽⁷⁷⁾漢川県委も「大焼大殺」など「まったく一種の土匪行為」を繰り返す一部の黨員の行動に手を焼いていたのであった。⁽⁷⁸⁾

党と農村の社会集団が事実上相互に浸透する関係を有していたとはいえ、湖北省の党は一九二七年夏の国共合作崩壊後しばらくの間、紅槍会をもっぱら反動的集団とみなして攻撃する方針をとっていた。しかし、この方針は一九二九年春までに大きな修正が加えられた。すなわち、紅槍会を抑圧された農民とみなし、攻撃を加えるのではなく、その領袖との関係を通じて追隨者たちの間に浸透し、集団を勝ち取るという方針に転換したのである。一九三〇年四月に出されたある決議は次のように述べる。

「これまでは紅槍会に対してもっぱら叩けと主張してきたが、これは誤りである。われわれは紅槍会の下層大衆がまったくすべて農民であることを理解しなければならぬ。われわれは計画的に紅槍会の下層大衆のなかへ赴き、反豪紳地主の運動を発動し、彼らを遊撃隊に変えなければならない」。⁽⁷⁹⁾

匪賊に対する方針も同様であった。一九三〇年六月に湖北省委が鄂西特委に宛てた書簡には、「土匪工作の根本路線は、大衆を勝ち取り、その領袖との組織的關係を消滅させることである」と記されている。⁽⁸⁰⁾

だが、会党や匪賊を階級的同盟者とみなす方針の有無にかかわらず、それらの集団と党はいたるところで事実上の協力関係を結んでいたようにみえる。実際、会党と党との緊密な関係を物語る記述を資料のうちに見出すことは容易である。紅槍会の勢力が強い地域のひとつである光山県においては、各村の紅槍会に黨員の隊長一人と

政治指導員一人が配置されていた。⁽⁸¹⁾

興味深い問題は、そのような協力関係のなかで党外集団が個人的に入党していたのか、それとも指揮命令系統を維持した集団として入党していたのかということである。前者であるなら、党は外部集団からの人的浸透は許していたが、組織的浸透は必ずしも許していなかったということになるし、後者であるなら、党は組織的浸透まで許していたことになる。限られた資料から判断するのは難しいが、党外の間までもが参加する党内インフォーマル集団の存在が示唆されていることに鑑み、⁽⁸²⁾後者の可能性を完全に排除することはできないように思われる。国民党との境界線さえときには曖昧となった。河南省には一九二八年五月の時点で国民党の機関の内部に留まっている県委員会があったが、湖北省においても同様の事例を見出すことができる。繰り返し中央へ報告された事例であるが、蕪水県委は、一九三〇年末になっても国共合作を行っていたのである。⁽⁸³⁾

社会に対する影響力をめぐり国民党との熾烈な政治的競争が展開されていた形跡はほとんど見当たらない。たしかに、一九三〇年末の鄂豫辺区の報告からは、黄陂県、麻城県において改組派の活動が党組織とソビエトにかなり深刻な打撃を与えていた様子がうかがえるが、⁽⁸⁴⁾改組派の浸透は地域的にかなり限定されていたようにみえる。漢川県においても、国民党が共産党内にスパイを潜入させたり、党の裏切り者や消極分子と結びついて組織を破壊しているとの報告があるが、これが党に重大な脅威を与えていたとは思われない。⁽⁸⁵⁾国民党との政治的競争が激烈ではなかった重要な理由は、赤区と白区がほとんどの場合明瞭に分化しており、軍事工作を伴うことなしに、境界線を超えて相手の地域に対する政治工作を展開することが困難であったことであろう。したがって、党組織は外部集団から浸透されやすいものであったにもかかわらず、重大な政治的浸透を免れていたといえるのである。

(2) 党と大衆組織

党が設立に関わった大衆組織は多様であったが、主要なものは農会、抗会、救済会、および工会であった。これらの大衆組織と党との関係を物語る資料がほとんど一様に指摘するのは、党がそれらを「代行」(包弁)している現象であった。これは大衆組織の指導機関を党員がほぼ完全に独占し(しばしば「清一色」と表現された)、大衆の討論を経ずして党の命令を実行に移すという現象を指していた。つまり、党はフラクションを通じて大衆組織を指導するのではなく、その指導機関を独占することを通じてそれを直接支配していたのである。その結果、大衆組織は党機関と見分けがつかなくなっていた。孝感県委の用いた表現を借りれば、「一般農民は党が農会で、農会は党だと思っていた⁽⁸⁶⁾」のである。また、ある巡視員は鄂東の大衆組織について次のように書いている。

「鄂東の大衆組織は一般的にいつて発足したばかりである。陽新の農会は六、〇〇〇人、大冶のそれは一、〇〇〇人である。党は大衆組織を完全に代行している。例えば、陽新の県農民委員会はずべて党員で占められ、区農民委員会は八〇パーセントが党員である。フラクションの作用を語ることはできない⁽⁸⁷⁾」。

これはソビエトについてもまったく同様であった⁽⁸⁸⁾。これは党が必ずしも意図した結果ではなかった。党としても、ソビエト委員が党員によって独占されるのは望ましい傾向ではないことをよく理解していた。だが、鄂豫辺区特委の報告によれば、「ソビエトのなかでは党員が大多数、ほとんど全部を占める。郷ソビエトには党員が多すぎるので、二人だけを決め、残りは大衆に選挙させたところが、結果はやはり党員がほとんど全部を占めた⁽⁸⁹⁾」。党による大衆組織の代行は、大衆に対する党の指導の貫徹を保証しなかった。むしろ事実とは逆であったようにみえる。会合を満足に開けない党員が独占する大衆組織の指導機関が、定期的に会合を開催できないのは当然であった。黄安県では、農会は三〇パーセント程度しか定期的に会合を開くことができなかった⁽⁹⁰⁾。また、いくつかの大衆組織は革命運動の機関というよりは、党員の私的利益に奉仕する機関でしかなかった。大冶県委は、抗会

の活動について一九三〇年春に次のように報告している。「各抗会は大いに食べ、大いに飲み、公費を濫用する。農民も抗会に金を出せと要求し、その結果、抗会の金はいつの間にか多くが失われている。抗会が別の地域に行つてめつたやたらと租債を取り立てる⁽⁹¹⁾」。鄂豫辺区の報告のなかにも、互済会が集めた金が責任者の「酒肉費」と化し、やがて互済会自体がいつのまにか解散してしまった例が見出される⁽⁹²⁾。このように黨員に独占された指導機関によって一方的に指令を与えられる人々には、革命運動に対する主体的な参加の意欲は生まれにくかつたであろう。その結果、大衆は大衆組織から離れ、ときには大衆組織が党の範囲まで縮小することさえあつた⁽⁹³⁾。つまり、大衆組織に大衆が存在しなかつたのである。

大衆運動を通じて大衆を動員する能力が限られていたことが党の革命運動のスタイルにいかなる影響を与えたかについては、最後に検討されるであろう。

結 語

筆者はかつて一九二〇年代における河南省の党組織に分析を加えた際、そこには通常レーニン主義的組織と理解されているものあらゆる反対物を見出すことができると指摘した。この指摘は同じ時期の湖北省の党組織についても十分あてはまる。それは組織への加入と離脱が比較的容易に行われ、内部のコミュニケーションの密度が低く、外部に対して開放的な組織であつた。多くの黨員は会合に参加せず、党費を納めず、組織的というよりは個人的に行動し、しばしば仲間を裏切つた。そして彼らは、党に対して理想社会の実現を要求するよりは、金や食料といった具体的利益を要求したのであつた。

最後の課題は、ここで明らかにされた党の組織的性格を、以下の相互に関連する二つの重要な問題と関連づけ

て検討することである。それらの問題とは、①党の散漫な組織的性格は、革命活動の形態と内容にいかなる影響を及ぼしたであろうか、および②党の影響力が社会に拡大するメカニズムはいかなるものであるか、というものである。

党機関は散漫であるがゆえに弾圧に対しては脆弱であったが、それにもかかわらず（あるいはそれと引き替えに）高い自己復元能力を持っていた。党機関は破壊される度ごとに、上級機関の介入を経て、「上から」再建された。入党者の資格がほとんど問題とならなかった限りで、理想社会の建設を夢見るロマン主義的な知識人や、革命で一儲けを目論む機会主義者や、地主や高利貸しへの復讐心に燃える農民を集めることはさして難しくはなかった。組織的脆弱さと強い生命力とは裏腹の関係にあったのである。

散漫な党組織はまた、その外部に対する開放性のゆえに匪賊や会党などの既存の社会集団の浸透を許した。それは人的な浸透であり、時には組織的な浸透でさえあったが、必ずしも政治的な浸透ではなかった。多くの場合、赤色地域と白色地域が截然と区別されていたことよって、共産党は自己と明確に異なる政治的志向を持つ集団——国民党——の政治的浸透を免れていたのである。こうして、赤色地域において共産党組織は、その開放性にも関わらず、政治的独占を大きく脅かされることはなかった。むしろ、組織内部に多くの「不純物」を抱え込んだことよって、党は農村に存在した多くの武装集団との闘争を回避する——これを「闘争の経済」と呼べるかもしれない——とともに、それらの集団の資源を革命に利用することも可能になった。

散漫な党が大衆組織を代行することよって、大衆運動を駆動する能力に大きな限界が設けられていたことはすでに指摘した。このことは、党の推進する革命運動の形態にいかなる影響を及ぼしたであろうか。共産党と、共産党以上に大衆を動員する能力が限られた国民党とが、それぞれの支配地域を持って対峙しているとき、現状の変更はほとんどの場合武力に頼るほかなかったであろう。大衆の政治闘争を通じて相手側の領域的支配を覆す

ことは、きわめて困難であった。共産党についていえば、都市を中心とした白色地域において大衆を動かすことはほとんどできなかった。かくして、大衆を動員する能力が限られていけばいるほど、党は軍事力に依存せざるをえず、湖北省委の用いた表現を借りれば、「紅軍が大衆闘争に代替する」傾向が生じたのである。⁽⁹⁴⁾ 本稿が考察を加えた時期を通じて、党の推進する大衆運動の沈滞と紅軍の攻勢とは対照をなしていた——この対照的狀況を一枚に克服しようとしたのが李立三の冒険にほかならなかったが、彼は結局成功しなかった——が、それは一枚のコインの表と裏の關係にあつたのである。

とすれば、党勢の拡大は、主として党が根付いた社会のいくつかの階層からより多くの黨員を吸収することによって達成されるよりは、地域的な支配の拡大によっていたのかもしれない。つまり、党は社会に狭く深く根を張るよりは、薄く広く根を張っていたと考えられるのである。もちろん、この点を実証するためには、地域ごとの黨員数とその成分の変遷に関する詳細なデータが必要であり、そのようなデータが入手できないかぎり、この主張は仮説の域を出るものではない。だが、多くの黨員が党から得られる具体的な報酬によって動機づけられ、また一定の地域において党が動員でき、また黨員に分配しうる利益の総量には一定の上限が存在するとすれば、その地域における黨員数にも一定の上限が設定されると考えられる。

以上の考察が、一九二〇年代末から三〇年代初にかけてのみ妥当性を持つのか、それともそれを超えた妥当性を持つのかは、時期をさらに押し進めて研究を継続するより他はない。

(1) 高橋伸夫「中国共産党の組織と社会——河南省、一九二七年から一九二九年」、『法學研究』(慶應義塾大学)、第七〇巻第六号を参照。

(2) 「鄂豫边第一次全区代表大会組織問題決議案」(一九二九年一月二日)、中央档案馆・湖北省档案馆・河南省档案馆・安徽省档案馆編『鄂豫皖蘇区革命歴史文件彙集』(以下、『鄂豫皖文件』と略す)甲4、湖北人民出版社、一九

八五年、一九頁。

(3) 「中共黄安特委關於黃麻農民暴動情況的報告」(一九二七年二月一四日)、中央檔案館・湖北省檔案館編『湖北革命歷史文件彙集』(以下、『湖北文件』と略す)甲8、八頁。

(4) 同右、一三一—一四頁。

(5) この情況については、例えば、「中共鄂中心县委工作報告」(一九二九年六月二六日)、『湖北文件』甲10、七八頁、「中共黃梅县委關於今後工作的方針」(一九二九年八月一日)、一〇六頁を参照せよ。

(6) 一九二九年五月に作成された大陽区(陽新、黃梅、大冶、広済、鄂城、通山を含む)に關する報告書には、裏切り者の成分は知識分子が多く、農民は少ないと記されている(「中共湖北省大陽区各県組織狀況統計表」(一九二九年五月一三日)、『湖北文件』甲6、六二頁)。

(7) 一例をあげれば、「中共湖北省委致沔陽县委信」(一九三〇年七月八日)、『湖北文件』甲7、五六五頁参照。

(8) 「曹大駿關於鄂東組織問題報告大綱」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、九〇頁。

(9) ある資料は次のように記している。「黨員が組織から離脱することも、復歸することも非常に自由である。組織から離れて久しい同志が、工作上的訓練と検査を受けずに重要な仕事を与えられている」(「中共鄂東大陽区五県連席會議組織問題決議案」(一九二九年二月二五日)、『湖北文件』甲8、二三三頁)。

(10) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、『湖北文件』甲7、四七頁。

(11) 「中共鄂東特委給中央的報告」(一九二九年三月二日)、同右、五四頁。

(12) 「大冶県農民調査表」(一九三〇年四月)、『湖北文件』甲10、二八一頁。

(13) 「中共大冶县委報告」(一九三〇年四月八日)、同右、二一八頁。

(14) 「中共漢川県代表大會之經過」(一九三〇年一月一日)、同右、一六六頁。

(15) 「中共鄂中心县委工作報告」(一九二九年六月二六日)、同右、七五頁。

(16) 「中共湖北省委通告(第四号)」——關於接受中央通告七十号指示」(一九三〇年四月二日)、『湖北文件』甲7、七六頁。

(17) 黨員に占める女性の割合は、ごく小さいものであった。一九二九年夏の鄂東北(黄安、麻城をはじめとする八県)を例に取ると、黨員数二、三二六人のうち、女性黨員はわずか二〇人(〇・八六パーセント)を占めていたにすぎ

- ない（「鄂東北組織状況統計表」、『湖北文件』甲6、一六六頁の添付資料参照。
- (18) 「英山県県党部党内幹部黨員概況表」（一九二八年底）、『鄂豫皖文件』甲5、二二六—二二七頁。
- (19) 湖北省委が鄂西特委に宛てた書簡は、支部幹事および書記に対する生活費の支給をやめるよう要求していた（「中共湖北省委給鄂西特委信」（一九三〇年六月二七日）、『湖北文件』甲7、四九九頁）。
- (20) 「中共湖北省委給中央的報告」（一九三〇年二月二五日）、同右、五〇頁。
- (21) 「中共広済県委報告」（一九二九年九月）、『湖北文件』甲10、一四八—一四九頁。
- (22) 鄂東北を例に簡単な計算を行ってみよう。一九二九年六月の時点で、鄂東北八県の黨員数は二、三一六人であり、そのうち県委員は三二名、区委員は二一名であった。また、支部は三三三あった。各支部で二人が生活費を支給されていたとすれば、鄂東北で党から毎月一定額の金を受け取っていた人間は七一九名である。これは黨員数の約三二パーセントに相当する（「鄂東北組織状況統計表」、『湖北文件』甲6、一六六頁の添付資料参照）。
- (23) ロベルト・ミヘルス著、広瀬英彦訳『政党政治の社会学』ダイヤモンド社、一九七五年、三一四—三一五頁。
- (24) 「曹大駿関於鄂東組織問題報告大綱」（一九二九年九月八日）、『湖北文件』甲8、六一頁。
- (25) 「何玉琳給中央的報告」（一九二九年九月八日）、同右、九四頁。
- (26) 同右、一〇一頁。
- (27) 「中共大冶県委報告」（一九三〇年四月八日）、『湖北文件』甲10、二二七頁。
- (28) この情況については、例えば「中共広済県委工作報告」（一九二九年九月三日）、同右、一四〇頁、「中共広済県代表大会決議案」（一九二九年一月）、『鄂豫皖文件』甲5、二七一頁、「広済県組織問題決議案」（一九二九年六月）、『湖北文件』甲10、八二頁を参照のこと。
- (29) 「中共漢川県代表大会之経過」（一九三〇年一月一日）、『湖北文件』甲10、一六五頁。
- (30) 中共湖北省委組織部・中共湖北省委党史資料徵集編研委員会・湖北省答案館編『中国共産党湖北省組織史資料』湖北人民出版社、一九九一年、六〇頁。
- (31) 「中共棗陽県委給中央的報告」（一九二八年二月三日）、『湖北文件』甲10、四五—四六頁。
- (32) 「中共湖北省委給中央的報告」（一九三〇年二月二五日）、『湖北文件』甲7、五二頁。
- (33) 同右、四八頁。

- (34) 「中共湖北省委代表報告」(一九三〇年四月一五日)、同右、一五五頁。
- (35) 「中共黃梅县委關於今後工作的方針」(一九二九年八月一日)、『湖北文件』甲10、一〇四頁。
- (36) 「中共漢川县委給中央的工作報告」(一九二九年五月二五日)、同右、六三頁。
- (37) 「中共湖北省委關於『五・一』工作的總結与『五・三〇』工作的布置」(一九三〇年五月二〇日)、『湖北文件』甲7、四〇一頁。
- (38) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、同右、一八一—五七頁。
- (39) 「中共漢川县委給中央的工作報告」(一九二九年五月二五日)、同右、六三頁。
- (40) 例え、中共鄂中心县委工作報告」(一九二九年六月二六日)、『湖北文件』甲10、七九頁、および「中共漢川县委大会之經過」(一九三〇年一月一日)、同右、一七二頁參照。
- (41) 「中共漢川县委向省代表大會的報告」(一九三〇年四月一四日)、同右、二六九頁。
- (42) 一例として、「中共鄂東特委給中央的報告」(一九二九年三月一二日)、『湖北文件』甲8、五〇頁を參照のこと。
- (43) 「組織問題討論結論」(一九三〇年四月一七日)、『湖北文件』甲7、一七二頁。
- (44) この具体的事例については、「中共棗陽县委給中央的報告」(一九二八年二月三日)、『湖北文件』甲10、四二頁、および「中共広済县委工作報告」(一九二九年九月三日)、同右、一三八頁を參照。
- (45) 「中共広済县委代表大會決議案」(一九二九年二月)、『鄂豫皖文件』甲4(一九二七年—一九三四年)、二七四頁。
- (46) 「鄂豫辺特委綜合報告」(一九三〇年二月)、同右、一七〇頁。
- (47) 「安志瀚給中央的報告」(一九三〇年三月六日)、『湖北文件』甲7、五九頁。
- (48) 「曹大駿關於鄂東組織問題報告大綱」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、六〇頁。
- (49) 同右、五九頁。
- (50) 「中共広済县委報告」(一九二九年九月)、『湖北文件』甲10、一四八—一四九頁。
- (51) 「中共孝感县委報告」(一九二九年四月一八日)、同右、五四頁。
- (52) 「中共棗陽县委給中央的報告」(一九二八年二月三日)、同右、四二頁。
- (53) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、『湖北文件』甲7、四七頁。
- (54) 「中共漢川县委給中央的工作報告」(一九二九年五月二五日)、『湖北文件』甲10、六七頁。

- (55) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一一二頁。
- (56) 同右。
- (57) 「中共襄陽県委給中央的報告」(一九二八年二月三日)、同右、四一頁。また、黄安県、麻城県の党組織においても、最大の支出項目は紅軍への支給、および銃彈の購入であった(「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一一二頁)。
- (58) 「政治任務決議案(草案)」(一九三〇年四月)、『湖北文件』甲7、一四八頁。
- (59) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、九一頁。
- (60) 「中共湖北省大陽区各県組織状況統計表」(一九二九年五月三日)、『湖北文件』甲6、六〇頁。
- (61) この状況を物語る記述としては、例えば「中共広済県代表大会決議案」(一九二九年一月)、『鄂豫皖文件』甲5、二七一頁、「中共広済県委工作報告」(一九二九年九月三日)、『湖北文件』甲10、一四〇頁がある。
- (62) 「中共襄陽第一次全県代表大会給湖北省委的報告」(一九二七年一月二日)、『湖北文件』甲10、一四頁。
- (63) 「中共広済県代表大会決議案」(一九二九年一月)、『鄂豫皖文件』甲5、二七一頁。
- (64) 「中共漢川県委六次全体会議關於目前實際任務決議案」(一九三〇年二月一四日)、『湖北文件』甲10、三〇〇頁。
- (65) 「中共漢川県代表大会之經過」(一九三〇年一月一日)、同右、一五二頁。
- (66) 同右、一八〇頁。また、「中共漢川県委給湖北省委報告(川字第一号)」(一九三〇年三月下旬)、同右、一七五頁も参照のこと。
- (67) 「曹大駿關於鄂東組織問題報告大綱」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、六八一—六八九頁。
- (68) 「鄂豫辺特区綜合報告(統)」(一九三〇年二月)、『鄂豫皖文件』甲2、一八四頁。
- (69) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一〇九頁。
- (70) 同右、一二六頁。
- (71) 「鄧乾元給中央的報告」(一九三〇年二月三日)、『湖北文件』甲7、五九一頁。
- (72) 「中共襄陽第一次全県代表大会給湖北省委的報告」(一九二七年一月二日)、『湖北文件』甲10、一五頁。
- (73) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一〇三—一〇四頁。
- (74) 「中共孝感県委報告」(一九二九年四月一八日)、『湖北文件』甲10、五一頁。

- (75) 「中共黄梅县委關於今後工作的方針」(一九二九年八月一日)、同右、一〇四頁。
- (76) 「中共黄梅县委工作報告」(一九二九年八月一〇日)、同右、一二三頁。
- (77) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、『湖北文件』甲7、四七頁。
- (78) 「中共漢川県代表大会之經過」(一九三〇年一月一日)、『湖北文件』甲10、一六四頁。
- (79) 「關於京漢鐵路与信陽特委工作討論」(一九三〇年四月)、『湖北文件』甲7、三四九頁。
- (80) 「中共湖北省委給鄂西特委信」(一九三〇年六月二七日)、同右、四九二頁。
- (81) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一〇七頁。
- (82) 「隨州党務、農運狀況簡報」(一九二七年九月)、『湖北文件』甲10、二一三頁。
- (83) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、『湖北文件』甲7、五二頁、「安志瀚給中央的報告」(一九三〇年三月六日)、同右、六〇頁、および「鄧乾元給中央的報告」(一九三〇年二月三一日)、同右、五九二頁を参照。

- (84) 「鄂豫辺特委綜合報告」(一九三〇年二月)、『鄂豫皖文件』甲2、一五一—一五二頁。
- (85) 「中共漢川県委給中央的工作報告」(一九二九年五月二五日)、『湖北文件』甲10、六〇頁。
- (86) 「中共孝感県委報告」(一九二九年四月一八日)、同右、五〇頁。
- (87) 「曹大駿關於鄂東組織問題報告大綱」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、六五頁。
- (88) 「政治任務決議案(草案)」(一九三〇年四月)、『湖北文件』甲7、一四七頁。
- (89) 「鄂豫辺特委綜合報告(統)」(一九三〇年二月)、『鄂豫皖文件』甲2、一八三頁。
- (90) 「何玉琳給中央的報告」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、一一九頁。
- (91) 「中共大冶県委報告」(一九三〇年四月八日)、『湖北文件』甲10、二二七頁。
- (92) 「鄂豫辺特委綜合報告(統)」(一九三〇年二月)、『鄂豫皖文件』甲2、一八二頁。
- (93) 「曹大駿關於鄂東組織問題報告大綱」(一九二九年九月八日)、『湖北文件』甲8、六八頁。
- (94) 「中共湖北省委給中央的報告」(一九三〇年二月二五日)、『湖北文件』甲7、五五頁。

紙幅が限られているために、党とそれが指導する武装組織との関係をこの小論で詳細に扱うことはできない。だが、その概略を示しておくことは有益であろう。党が指導する武装組織はいくつかの形態があったが、主要なものは県委

が指揮する赤衛隊と特委が指揮権を持つ紅軍であった。多くの資料は紅軍と地方党機関との関係が良好ではないことを指摘している。特委や県委の目から見て、紅軍は保守的観念が強く、失敗を恐れ、腰が引けていた（「中共大冶県委報告」（一九三〇年四月八日）、『湖北文件』甲8、一三〇頁、「鄂豫边特委綜合報告」（一九三〇年一月）、『鄂豫皖文件』甲6、一七一—一七二頁）。また、紅軍は金集めに時間をかけすぎるとも批判されている（「中共鄂東特委給中央的報告」（一九二九年三月二日）、『湖北文件』甲8、四七頁）。紅軍のなかには、特委の出した改編命令に従わないものもあった（「中共鄂東特委給中央的報告」（一九三〇年六月六日）、『湖北文件』甲7、二七四頁）。はなはだしい場合には、遊撃隊が県委を付属機関とみなすことさえあった。漢川県の遊撃隊が県委に宛てた手紙には、「いったい以党治軍なのか、それとも以軍治党なのか」と記されていた（「中共漢川县委向省代表大会的報告」（一九三〇年四月一四日）、『湖北文件』甲10、二五九頁）。

紅軍の内部関係に関する情報は最も不足している。鄂東の紅軍は三分二が黨員で占められていたとされているが（「中共鄂東特委給中央的報告」（一九二九年三月二日）、『湖北文件』甲8、四七頁）、これが典型的な事例であるかは不明である。だが、紅軍が厳格な組織ではなかったことは、いくつかの資料から浮かび上がる。ある資料はそれが一種の領袖に頼る組織で農民と渾然一体となっていると指摘していた（「中共蘇維埃区域第一次代表大会湖北省委代表報告」（一九三〇年七月四日）、『湖北文件』甲8、五四九頁）。別の資料は、紅軍に加入する際、兵士は簡単な紹介を受けるだけで、紹介がない場合もあり、また紅軍の党責任者の多くが、地方党機関で工作の出来がよくなかった黨員であることさえ記している（「鄂豫边特委綜合報告」（一九三〇年一月）、『鄂豫皖文件』甲5、一六九頁）。かくして、紅軍内部の党組織は「不健全」となり、土匪化の傾向も生まれたのであった（「中共鄂東特委給中央的報告」（一九二九年三月二日）、『湖北文件』甲8、四七頁）。